

第97回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

日時 2020年6月24日(水曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

場所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所3階第5会議室

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役賞与の支給の件
第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)
に対する譲渡制限付株式の
割当てのための報酬支給の件

目次

・招集ご通知	2
・事業報告	4
・連結計算書類	15
・計算書類	17
・監査報告書	19
・株主総会参考書類	24

 **愛知時計電機株式会社**

証券コード：7723

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第97回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応及び株主の皆様へのお願いにつきまして、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 当社の対応

- ・役員及びスタッフは常時マスクを着用させていただきます。
- ・株主控室及び飲食物提供は中止いたします。
- ・株主様の体調確認を実施いたします。その結果、新型コロナウイルス感染症の罹患等が疑われる方は、入場制限等をさせていただく場合がございます。
- ・株主総会所要時間の短縮を目指して運営いたします。

2. 株主の皆様へのお願い

- ・本株主総会では、議決権行使書の郵送による事前行使を推奨いたします。ご出席される場合は、株主総会開催日時点の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・会場入り口にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力ください。
- ・会場内では会話の自粛をお願いいたします。

なお、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aichitokei.co.jp/>) に掲載させていただきますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

以上

証券コード 7723
2020年6月8日

株 主 各 位

名古屋市熱田区千年一丁目2番70号
愛知時計電機株式会社
取締役社長 星 加 俊 之

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただくほか、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所（3階第5会議室） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第97期（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の
内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与の支給の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aichitokei.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aichitokei.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ② 事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
 - ③ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ④ 事業報告の「会社の支配に関する基本的な考え方」
 - ⑤ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ⑥ 連結計算書類の「連結注記表」
 - ⑦ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑧ 計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税及び自然災害の影響が懸念されましたが、企業設備投資の増加や雇用環境の改善及びキャッシュレス決済還元などの景気対策もあり、年明けまでは緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし、年明け以降は新型コロナウイルスの感染拡大が様々な業種に甚大な影響を及ぼし、厳しい状況となりました。

海外経済につきましても、昨年度から続く米中貿易摩擦、英国EU離脱及び環境問題の深刻化が成長減速要因となる中、新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけ、景気後退入りが明白となりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、公共投資は高い水準で推移いたしました。民間設備投資は年度後半にかけて弱含み、新設住宅着工数は伸び悩みました。

このような環境のもと、当社グループは2018年5月に策定いたしました「新中期経営計画2020」の基本戦略に基づき、ガス・水道メーターを中心に「基盤事業分野の競争力向上と収益向上」に注力するとともに、海外、計装、民需センサー・システムなどの「市場拡大、事業領域拡大へのチャレンジ」や、コンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化及び働き方改革などの「経営力の強化」も推し進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、海外向け製品の需要減はあったものの、国内需要はガス関連機器と計装分野で堅調に推移し、売上高は、前期比3.0%増収の481億1千8百万円となりました。

利益面につきましては、増収、コストダウン、原材料安などの増益効果があったものの、販売価格低下や開発投資を中心とした固定費の増加、さらに、収益性低下に伴い、たな卸資産の評価減等を行ったことから、営業利益は、前期比12.6%減益の29億8千5百万円となりました。経常利益は、為替差益縮小などにより、前期比15.5%減益の32億1千5百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期計上した関係会社株式売却による特別利益分が減少し、前期比16.8%減益の23億5千4百万円となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

(計測器関連事業)

売上高は、前期比3.1%増の480億7千4百万円となりました。各分野別の状況は次のとおりであります。

ガス関連機器

L P ガス関連機器は、主力の家庭用プロパンガスメーターが需要サイクルのピークを迎え前期並みにとどまりました。都市ガス関連機器は、中国向け輸出が減少したものの、国内需要増により、前期より増加となりました。この結果、売上高は前期比2.7%増の237億7千8百万円となりました。

水道関連機器

当期も海外向けは苦戦が続きましたが、国内市場においては、新設住宅着工数が減少する中、前期に落ち込んだ更新需要が回復し、官需向け・民需向けともに増加となり、売上高は前期比2.9%増の155億4千7百万円となりました。

民需センサー・システム

当社のコア技術を活かした電磁流量計や超音波流量計を中心とした液体・気体の各種センサーとシステムを結びつけ、工場における省エネ・省資源管理や、環境対策に向けて拡販を進めました。国内の民間設備投資減少の影響や海外需要の低迷もあり、売上高は前期比7.2%減の25億5千2百万円にとどまりました。

計 装

入札における価格面での競争は依然厳しい状況が続いております。そうした中で、大口物件の確保により受注拡大を図るべく、営業体制の充実、提案力・施工能力の強化などを推し進めてまいりました。これら施策が成果に結びつき、売上高は前期比9.7%増の61億9千5百万円となりました。

(特機関連事業)

特 機

売上高は、前期比2千8百万円減の4千4百万円となりました。

事業部門別売上高

(単位 百万円)

		第96期 (2019年3月期)	第97期 (当連結会計年度)	前 期 比	
				増減額	増減率(%)
計測器 関連事業	ガ ス 関 連 機 器	23,144	23,778	633	2.7
	水 道 関 連 機 器	15,104	15,547	443	2.9
	民需センサー・システム	2,751	2,552	△ 199	△ 7.2
	計 装	5,649	6,195	545	9.7
	計	46,650	48,074	1,424	3.1
特機 関連事業	特 機	72	44	△ 28	△ 39.0
合 計		46,722	48,118	1,395	3.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資総額は11億9千8百万円であり、このうち主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

本社工場	水道メーター生産設備
岡崎工場	ガスメーター生産設備

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

	第94期 (2017年3月期)	第95期 (2018年3月期)	第96期 (2019年3月期)	第97期 (当連結会計年度)
売 上 高	44,770	47,275	46,722	48,118
経 常 利 益	3,007	3,867	3,803	3,215
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,235	2,788	2,829	2,354
1株当たり当期純利益	435円58銭	544円63銭	552円49銭	458円68銭
総 資 産	47,998	51,080	52,882	52,434
純 資 産	24,339	27,301	29,243	30,318

(4) 対処すべき課題

今後の経済動向・事業環境につきましては、次のように考えております。

世界中が新型コロナウイルス感染拡大を抑えるため尽力しておりますが、その完全な収束にはなお時間がかかるものと見られております。それゆえ今後につきましても、需要の落ち込みや爆発的な感染拡大（オーバーシュート）への警戒から経済活動が大きく制限され、厳しい状況が続くものと見ております。

こうした情勢に加え、当社グループを取り巻く事業環境は、国内での家庭用プロパンガスメーターの需要サイクルが2021年3月期から下降期を迎えること、国内人口減少に伴う需要減少、都市ガス自由化や水道事業の民間委託に伴う影響などから、一層厳しい状況が続くものと見ております。

当社グループではこのような環境認識のもと、引き続き「新中期経営計画2020」の3カ年計画を推進してまいります。「信頼・創造・奉仕の企業理念のもと、スマート社会に貢献するテクノロジーを磨き、お客様に新しい価値を創造し、提供し続けることで社会に貢献する」というミッションを果たすため、3つの基本戦略を掲げております。

その基本戦略の1つ目は「市場拡大、事業領域拡大へのチャレンジ」であり、海外における地産地販の推進や新たなパートナーの発掘、民需センサー・システムのラインナップ拡充、計装分野の体制強化を進めてまいります。2つ目は「基盤事業分野の競争力向上と収益向上」であり、コストダウンの推進、お客様に満足いただけるQCD（品質、コスト、納期）の提供、技能伝承と次世代を担う人材育成に努めてまいります。3つ目は「経営力の強化」であり、持続的成長と企業価値向上に向けたESG（環境、社会、企業統治）重視の経営を展開する中で、コンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化、働き方改革などを推進してまいります。

大変厳しい状況ではございますが、今後も当社グループをあげて企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、また、何卒ご自愛くださいますようお願い申し上げます。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
(株) アイセイテック	460 百万円	100.0 %	ガス関連機器及び水道関連機器の製造
アイチ梱包運輸(株)	20	100.0	物品の荷造梱包及び運送業務
大連愛知時計科技有 限公 司	301	100.0	水道関連機器の製造
アイチ木曾岬精工(株)	90	100.0	水道関連機器部品の製造
愛知時計電機ベトナム有限会社	1,194	100.0	ガス関連機器及び水道関連機器部品の製造

② 企業結合の成果

上記の5社を含めた当連結会計年度の連結売上高は481億1千8百万円、また、親会社株主に帰属する当期純利益は23億5千4百万円であります。

(6) 主要な事業内容

ガス関連機器、水道関連機器、民需センサー・システム、計装、特機の製造・販売

(7) 主要な営業所、事業所及び工場

① 当社

支店	営業所	生産拠点等
東京支店	高松営業所	本社工場 (名古屋市)
大阪支店	金沢営業所	岡崎工場
名古屋支店	広島営業所	北海道工場 (札幌市)
福岡支店	釧路営業所	仙台工場
札幌支店	青森営業所	九州工場 (福岡市)
仙台支店	静岡営業所	
	千葉営業所	
	盛岡営業所	
	鹿児島営業所	
	大宮営業所	
	岡山営業所	

② 主要な子会社

会社名	本社所在地	事業所
(株) アイセイトック	愛媛県今治市	本社、工場
アイチ梱包運輸(株)	名古屋市熱田区	本社
大連愛知時計科技 有限公司	中国・大連市	本社、工場
アイチ木曾岬精工(株)	三重県木曾岬町	本社、工場
愛知時計電機 ベトナム有限会社	ベトナム・ハイフォン市	本社、工場

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,815 名	△ 32 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,223 名	△ 13 名	44.0 歳	15.4 年

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
(株) みずほ銀行	2,250 百万円
(株) 三菱UFJ銀行	1,500
三井住友信託銀行(株)	550

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 14,400,000株
- ② 発行済株式の総数 5,140,000株（うち自己株式3,767株）
- ③ 株主数 2,948名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
日 本 生 命 保 険 (相)	385,808	7.5
御 法 川 法 男	365,300	7.1
(株) み ず ほ 銀 行	238,050	4.6
(株) 三 菱 U F J 銀 行	231,200	4.5
東 邦 瓦 斯 (株)	230,624	4.5
愛 知 時 計 電 機 共 栄 会	207,800	4.0
明 治 安 田 生 命 保 険 (相)	201,200	3.9
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	178,200	3.5
み ず ほ リ ー ス (株)	164,200	3.2
日 本 車 輜 製 造 (株)	160,000	3.1

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（3,767株）を控除して算出しております。
2. 当社は、株式会社みずほ銀行の完全親会社である、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式1,635,000株（出資比率0.01%）を所有しております。また、普通株式1,020,000株（出資比率0.00%）を、退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託しており、当該株式については、当社が議決権の指図権を留保しております。
3. 当社は、株式会社三菱UFJ銀行の完全親会社である、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式216,780株（出資比率0.00%）を所有しております。また、普通株式1,691,360株（出資比率0.01%）を、退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託しており、当該株式については、当社が議決権の指図権を留保しております。
- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
神 田 廣 一	代表取締役会長	
星 加 俊 之	代表取締役社長・社長執行役員	
大 西 和 光	取締役専務執行役員	
高 須 宏 之	取締役常務執行役員技術担当	
杉 野 和 記	取締役上席執行役員管理本部長兼総務部長	
辻 憲 史	取締役上席執行役員生産本部長	
吉 田 豊	取締役上席執行役員 R & D 本部長	
安 井 博 司	取締役上席執行役員営業本部長	
松 井 信 行	取締役	リンナイ(株)社外取締役
服 部 誠 一	取締役	岡谷鋼機(株)顧問 東海プレス工業(株)代表取締役社長
築 山 宗 彦	常勤監査役	
天 田 義 孝	常勤監査役	
神 田 靖	監査役	(株)ニッセイ社外監査役

- (注) 1. 2019年6月25日開催の株主総会において、安井博司氏は、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役松原秀式氏は、2019年6月25日任期満了により退任いたしました。
3. 取締役のうち、松井信行及び服部誠一の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役のうち、築山宗彦及び神田靖の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役神田靖氏は、東邦瓦斯株式会社の財務部長及び財務担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 松井信行、服部誠一、築山宗彦及び神田靖の各氏につきましては東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

7. 2020年4月1日付の組織変更に伴い、次のとおり取締役の担当に異動がありました。
取締役 生産担当 辻 憲史
8. 服部誠一氏は、2020年5月18日開催の東海プレス工業株式会社の定時株主総会終結の時をもって、同社の社長を退任し、相談役に就任しております。また、同年5月28日開催の岡谷鋼機株式会社の定時株主総会終結の時をもって、同社の顧問を退任しております。
9. 神田靖氏は、2019年6月13日開催の東邦液化ガス株式会社の定時株主総会終結の時をもって、同社の監査役を退任しております。また、同年6月14日開催の東邦不動産株式会社の定時株主総会終結の時をもって、同社の監査役を退任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役11名（うち退任済み1名）	276百万円
（うち社外取締役2名）	14百万円
監査役3名	44百万円
（うち社外監査役2名）	26百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月27日株主総会において年額240百万円以内と承認いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2011年6月29日株主総会において年額60百万円以内と承認いただいております。
4. 取締役の報酬等の額には、第97回定時株主総会において決議予定の、当事業年度に係る取締役賞与の支払に対する引当金繰入額（取締役8名に対し57百万円）が含まれております。
5. 上記報酬等の額には、2019年6月25日開催の取締役会の決議により、2019年7月19日付でストック・オプションとして取締役8名に付与した新株予約権22百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職先	当社との関係
松井 信行	リンナイ株式会社 社外取締役	リンナイ株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
服部 誠一	岡谷鋼機株式会社 顧問	岡谷鋼機株式会社と当社とは、材料・商品の仕入、製品の販売等の取引があります。
	東海プレス工業株式会社 代表取締役社長	東海プレス工業株式会社と当社とは、製品の仕入の取引があります。
神田 靖	株式会社ニッセイ 社外監査役	株式会社ニッセイと当社との間には、特別の関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
松 井 信 行	取締役会の全てに出席し、議案審議に関連して、学識者として培われた高い見識に基づき、適宜発言を行いました。
服 部 誠 一	取締役会の全てに出席し、議案審議に関連して、海外事業会社における豊富な経営経験、また、商社で培われた幅広い見識をもとに、当社経営の全般につき、適宜質問、意見等の発言を行いました。
築 山 宗 彦	取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案審議に関連して、経営の透明性確保と経営監視、監視機能を高めるための必要な助言・提言を行いました。また、常勤監査役として社内の重要会議への出席、事業所往査等を行い、助言・提言を行いました。
神 田 靖	取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、取締役の業務執行の適正性の確保及び経営の透明性確保と経営監視、並びに監査機能の充実のための助言・提言を行いました。また、財務及び会計に関する経験と見識に基づき、適宜質問、意見等の発言を行いました。

④ 責任限定契約の内容の概要

各社外役員は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 上記②には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である人事制度構築プロジェクトに関するアドバイザーサービス業務に対する報酬等が含まれています。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、必要な検証を行った結果、妥当と判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	33,280	流 動 負 債	10,664
現金及び預金	11,071	支払手形及び買掛金	3,570
受取手形及び売掛金	13,556	電子記録債務	3,077
製 品	1,368	短期借入金	353
仕 掛 品	6,756	リ ー ス 債 務	92
原材料及び貯蔵品	220	未払法人税等	441
そ の 他	319	役員賞与引当金	57
貸倒引当金	△ 12	そ の 他	3,073
固 定 資 産	19,153	固 定 負 債	11,451
有 形 固 定 資 産	7,914	長期借入金	5,406
建物及び構築物	4,140	リ ー ス 債 務	186
機械装置及び運搬具	976	退職給付に係る負債	5,799
土 地	1,497	資産除去債務	5
リ ー ス 資 産	196	そ の 他	53
建設仮勘定	861	負 債 合 計	22,115
そ の 他	242	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	78	株 主 資 本	28,478
リ ー ス 資 産	60	資 本 金	3,218
そ の 他	18	資 本 剰 余 金	311
投資その他の資産	11,160	利 益 剰 余 金	24,962
投資有価証券	8,215	自 己 株 式	△ 14
長期貸付金	2	その他の包括利益累計額	1,712
退職給付に係る資産	1,153	その他有価証券評価差額金	2,907
繰延税金資産	1,403	為替換算調整勘定	△ 66
そ の 他	389	退職給付に係る調整累計額	△ 1,129
貸倒引当金	△ 4	新 株 予 約 権	127
資 産 合 計	52,434	純 資 産 合 計	30,318
		負 債 純 資 産 合 計	52,434

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		48,118
売上原価		36,371
売上総利益		11,747
販売費及び一般管理費		8,762
営業利益		2,985
営業外収益		
受取利息及び配当金	197	
その他の収益	177	375
営業外費用		
支払利息	50	
その他の費用	95	145
経常利益		3,215
税金等調整前当期純利益		3,215
法人税、住民税及び事業税	1,022	
法人税等調整額	△ 161	860
当期純利益		2,354
親会社株主に帰属する当期純利益		2,354

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	31,631	流動負債	10,760
現金及び預金	9,663	支払手形	155
受取手形	3,504	買掛金	3,761
売掛金	10,067	電子記録債権	3,081
製品	1,368	短期借入金	353
仕掛品	6,063	リース債	92
原材料及び貯蔵品	188	未払費用	158
その他	789	未払法人税等	2,129
貸倒引当金	△ 12	未役員賞与引当金	402
固定資産	19,018	預りの金	57
有形固定資産	5,894	その他	19
建物	3,290	固定負債	10,539
構築物	128	長期借入金	5,406
機械及び装置	634	リース債	186
車両運搬具	6	退職給付引当金	4,915
工具、器具及び備品	213	資産除去債	5
土地	951	その他	26
リース資産	196	負債合計	21,300
建設仮勘定	472	純資産の部	
無形固定資産	75	株主資本	26,314
リース資産	60	資本	3,218
電話加入権	15	資本剰余金	306
投資その他の資産	13,048	資本準備金	306
投資有価証券	8,141	利益剰余金	22,804
関係会社株式	1,870	利益準備金	585
関係会社長期貸付金	39	その他利益剰余金	22,219
長期前払費用	47	特別償却準備金	8
前払年金費用	1,932	固定資産圧縮積立金	373
繰延税金資産	836	固定資産圧縮積立金	2
その他	184	特別勘定積立金	17,386
貸倒引当金	△ 4	別途積立金	4,448
資産合計	50,650	繰越利益剰余金	4,448
		自己株式	△ 14
		評価・換算差額等	2,907
		その他有価証券評価差額金	2,907
		新株予約権	127
		純資産合計	29,349
		負債純資産合計	50,650

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		47,913
売 上 原 価		37,006
売 上 総 利 益		10,906
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,469
営 業 利 益		2,436
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	209	
そ の 他 の 収 益	213	423
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49	
そ の 他 の 費 用	90	140
経 常 利 益		2,720
税 引 前 当 期 純 利 益		2,720
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	951	
法 人 税 等 調 整 額	△ 172	778
当 期 純 利 益		1,942

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

愛知時計電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西松 真人 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 近藤 巨樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛知時計電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛知時計電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

愛知時計電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西松 真人 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 近藤 巨樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛知時計電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

愛知時計電機株式会社 監査役会
常勤監査役 築山宗彦 ㊟
常勤監査役 天田義孝 ㊟
監査役 神田靖 ㊟

(注) 常勤監査役築山宗彦、監査役神田靖は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第97期の期末配当につきましては、株主各位への安定的な配当の継続を重視し、また当期の業績に応じた利益還元を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたしたいと存じます。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当として1株につき50円、特別配当として1株につき20円を加え合計70円とさせていただきますと存じます。

なお、その配当総額は359,536,310円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,600,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となりますので、あらためて取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	かん だ こう いち 神田 廣一 (1952年6月7日)	1976年4月 当社入社 2007年6月 当社執行役員ガス関連事業部長兼計測器事業本部副本部長 2009年6月 当社執行役員経営企画室長 2010年4月 当社執行役員営業統括本部副統括本部長兼ガス関連営業本部長 2010年6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部副統括本部長兼ガス関連営業本部長 2010年10月 当社取締役常務執行役員R & D本部長 2011年6月 当社常務取締役常務執行役員R & D本部長 2013年6月 当社代表取締役社長・社長執行役員 2017年6月 当社代表取締役会長(現任)	2,500株
2	ほし か とし ゆき 星加 俊之 (1955年11月25日)	1978年4月 当社入社 2006年4月 当社名古屋支店長 2008年6月 当社執行役員大阪支店長 2011年4月 当社執行役員営業統括本部公共SS営業本部長 2014年6月 当社上席執行役員生産統括本部副統括本部長兼ガス機器製造部長 2015年4月 当社上席執行役員生産本部副本部長兼ガス機器製造部長 2015年6月 当社取締役上席執行役員生産本部長兼ガス機器製造部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員生産担当・生産本部長 2017年6月 当社代表取締役社長・社長執行役員(現任)	2,500株
3	おお にし かず みつ 大西 和光 (1952年5月7日)	1975年4月 当社入社 2003年6月 当社名古屋支店長 2006年4月 当社東京支店長 2007年6月 当社執行役員東京支店長 2009年6月 当社取締役執行役員東京支店長 2010年6月 当社取締役常務執行役員東京支店長 2013年6月 当社常務取締役常務執行役員 2013年10月 当社常務取締役常務執行役員営業統括本部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長 2015年4月 当社取締役常務執行役員営業担当 2017年6月 当社取締役専務執行役員(現任)	2,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	たか す ひろ ゆき 高須 宏之 (1954年7月16日)	1978年4月 当社入社 2005年4月 当社生産技術本部長 2007年6月 当社執行役員生産技術本部長 2008年4月 当社執行役員生産本部副本部長 2009年6月 当社執行役員生産統括本部副統括本部長 2010年4月 当社執行役員生産統括本部技術本部長 2011年11月 当社執行役員社長付改革推進担当 2013年6月 当社取締役常務執行役員技術担当 2014年6月 当社取締役上席執行役員技術担当 2018年4月 当社取締役常務執行役員技術担当(現任)	1,700株
5	すぎ の かず き 杉野 和記 (1958年2月24日)	1981年4月 株式会社日本興業銀行入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行経営企画部参事役 2002年10月 同行神戸中央支店副支店長 2006年5月 株式会社みずほフィナンシャルグループ管理部次長 2009年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長 2010年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長兼総務人事本部長、兼秘書室長 2011年4月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長、兼営業統括本部副統括本部長兼ガス関連営業本部長 2012年5月 当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長兼総務人事本部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長兼総務人事本部長 2014年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2014年6月 当社取締役上席執行役員管理担当・管理本部長 2018年4月 当社取締役上席執行役員管理本部長 2019年10月 当社取締役上席執行役員管理本部長兼総務部長(現任)	1,500株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	よし だ ゆたか 吉 田 豊 (1958年10月29日)	1987年 1月 当社入社 2009年 4月 当社営業統括本部営業開発本部長 2012年 4月 当社 R & D本部副本部長 2013年 6月 当社執行役員 R & D本部副本部長 2013年10月 当社執行役員品質保証本部長 2014年 4月 当社執行役員営業統括本部国際営業本部長 2015年 4月 当社執行役員営業本部国際営業部長 2017年 6月 当社取締役上席執行役員 R & D本部長(現任)	500株
7	やす い ひろ し 安 井 博 司 (1960年 1月12日)	1985年 4月 当社入社 2007年 6月 当社計測器営業本部企画調整室長兼計装営業本部副本部長 2008年 4月 当社営業本部営業開発部長 2010年 4月 当社営業統括本部営業開発本部副本部長兼民需計装営業部長 2014年 6月 当社執行役員営業統括本部産業システム営業本部長 2015年 4月 当社執行役員営業本部副本部長兼産業システム営業本部長兼業務推進室長 2017年 4月 当社執行役員営業本部副本部長兼ガス営業推進部長 2017年 6月 当社上席執行役員営業本部副本部長兼ガス営業推進部長 2019年 4月 当社上席執行役員営業本部長 2019年 6月 当社取締役上席執行役員営業本部長(現任)	700株
8	新任 くに しま けん じ 國 島 賢 治 (1963年 9月22日)	1986年 4月 当社入社 2007年 6月 当社広報秘書室長 2008年 4月 当社秘書室長兼総務本部副本部長 2009年 6月 当社管理統括本部総務人事本部長 2010年 4月 当社営業統括本部名古屋支店長 2012年 4月 当社営業統括本部東京支店副支店長 2013年 6月 当社執行役員営業統括本部東京支店長 2017年 6月 当社執行役員岡崎工場長兼生産本部ガス機器製造部長 2019年 4月 当社上席執行役員岡崎工場長兼生産本部ガス機器製造部長 2020年 4月 当社上席執行役員生産本部長(現任)	1,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> まつ い のぶ ゆき 松井 信行 (1943年5月7日)	1968年3月 名古屋工業大学(現国立大学法人名古屋工業大学)大学院工学研究科電気工学専攻修士課程修了 1976年7月 東京工業大学(現国立大学法人東京工業大学)工学博士 1985年4月 名古屋工業大学工学部教授(電気情報工学科) 2004年1月 同大学学長 2010年4月 国立大学法人愛知教育大学監事、愛知県顧問(産業労働部) 2012年4月 学校法人中部大学理事長付特任教授 2015年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) リンナイ株式会社 社外取締役	- 株
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> はっ とり せい いち 服部 誠一 (1951年4月14日)	1975年4月 岡谷鋼機株式会社入社 1997年3月 同社名古屋本店メカトロ部機能部材室長 2008年5月 同社取締役兼 Union Autoparts Manufacturing Co.,Ltd.社長 2011年5月 同社取締役タイ地区担当兼 Union Autoparts Manufacturing Co.,Ltd.社長 2014年5月 同社取締役名古屋本店副本店長委嘱 2015年5月 同社顧問兼東海プレス工業株式会社代表取締役社長 2016年6月 当社取締役(現任)	- 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神田廣一、星加俊之の両氏は、代表取締役として経営を担う豊富な経験を有しており、引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担うことが期待され、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
3. 大西和光、高須宏之、杉野和記、吉田 豊、安井博司の各氏は、各自の担当部門に関する幅広い経験、見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
4. 國島賢治氏は、当社において管理部門での経験が長く、秘書室長を担当するほか、支店長及び工場長を務めるなど、豊富な業務経験並びに的確な経営の意思決定を行う幅広い知識と見識を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。
5. 松井信行及び服部誠一の両氏は、社外取締役候補者であります。
6. 松井信行氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、名古屋工業大学の教授や学長を歴任され、学識者としての高い知識を有しており当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 服部誠一氏は、海外事業会社の経営に携わられた豊富な経験、また、金属、機械商社で培われた幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実を期待できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、当社は服部誠一氏が過去に業務執行者であった東海プレス工業株式会社との間に製品の仕入の取引があります。また、当社は同氏が過去に業務執行者であった岡谷鋼機株式会社との間に材料、商品の仕入、製品の販売等の取引があります。
8. 松井信行氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。また、服部誠一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
9. 当社は、松井信行、服部誠一の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
10. 当社は、松井信行、服部誠一の両氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> よだこうじ 依田 耕 治 (1961年11月18日)	1984年 4月 株式会社東海銀行入行 2002年 1月 株式会社U F J銀行名古屋駅前支店リテール責任者兼副支店長 2002年 4月 同行名古屋駅前支店法人営業第二部法人部長 2004年 1月 同行秘書室(名古屋)秘書役 2006年 1月 株式会社三菱東京U F J銀行総務部秘書室(名古屋)室長 2007年11月 同行企画部(名古屋)副部長 2009年 4月 同行企画部(名古屋)副部長兼C S R推進部(名古屋)副部長 2009年 5月 同行岐阜支社長 2010年 5月 同行リテール拠点部(名古屋)部長 2010年 6月 同行執行役員中部エリア支店担当 2013年 5月 同行執行役員東日本エリア支店担当 2014年 6月 三菱U F Jニコス株式会社常務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 三菱U F Jニコス株式会社 常務執行役員	- 株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> つじ けん じ 辻 憲 史 (1958年2月12日)	1982年4月 当社入社 2009年4月 当社営業統括本部東京支店副支店長兼営業開発本部副本部長 2009年6月 当社営業統括本部営業開発本部新市場開発部長兼東京支店副支店長 2010年4月 当社営業統括本部営業開発本部東京民需計装営業部長 2010年9月 当社営業統括本部札幌支店副支店長 2011年7月 当社生産統括本部調達管理本部副本部長 2013年4月 当社管理統括本部総務人事本部株式会社アイセイテック出向同社代表取締役社長 2014年6月 当社執行役員株式会社アイセイテック出向同社代表取締役社長 2016年5月 当社執行役員岡崎工場長兼生産本部ガス機器製造部長 2017年6月 当社取締役上席執行役員生産担当・生産本部長 2018年4月 当社取締役上席執行役員生産本部長 2020年4月 当社取締役生産担当(現任)	900株
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> なか むら おさむ 中 村 修 (1955年1月1日)	1989年4月 東邦瓦斯株式会社入社 2005年10月 同社ソリューションエンジニアリング部長 2009年6月 同社執行役員供給管理部長 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2015年6月 同社取締役専務執行役員 2016年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2018年6月 同社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 東邦瓦斯株式会社 常勤監査役	- 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 依田耕治、中村 修の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 依田耕治氏は、金融機関における長年の経験、財務及び会計に関する知見を有していることから、幅広い知識と経験に基づく的確な助言と監査を期待できるものと判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 辻 憲史氏は、営業部門での経験が長く、また当社製造子会社の代表取締役を務めるほか、当社取締役生産担当としての豊富な経験及び幅広い知見を有していることから、客観的かつ適切な監査を期待できるものと判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。
5. 中村 修氏は、東邦瓦斯株式会社の取締役、監査役を歴任され、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見に基づく、経営全般の監視と有効な助言を期待し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。
- なお、東邦瓦斯株式会社と当社とは、製品の販売、商品の仕入等の取引があります。
6. 当社は、依田耕治、辻 憲史、中村 修の各氏が監査役に選任された場合、当社定款の規定に基づき、各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、依田耕治、中村 修の両氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても、監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として齋藤 勉氏を選任することをお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">独立役員</div> <small>さい とう つとむ</small> 齋藤 勉 (1951年9月12日)	1977年4月 弁護士登録 1983年4月 齋藤法律事務所(現 本町シティ法律事務所)開設 2005年6月 株式会社デンソー社外監査役 2010年4月 愛知県弁護士会会長 2012年6月 日本車輛製造株式会社社外監査役 2015年6月 同社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日本車輛製造株式会社 社外取締役	- 株

- (注) 1. 齋藤 勉氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 齋藤 勉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 齋藤 勉氏は、弁護士の資格を有しており、また、他社監査役及び取締役を務められ、長年の弁護士としての経験及び培われた法律知識、並びに豊富な経験と見識を当社の監査に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
 4. 当社は、齋藤 勉氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、齋藤 勉氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役(社外取締役を除く。)8名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額57百万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬額は、2017年6月27日開催の第94回定時株主総会において年額240百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分としての給与及び賞与は含まない。）、また、2011年6月29日開催の第88回定時株主総会において上記の取締役の報酬額とは別枠として取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額を年額30百万円以内と、それぞれご決議いただき今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の取締役の報酬額とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬の総額は年額30百万円以内といたします。また、本制度の導入について、本株主総会にてご承認を得られることを条件として、上記ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額の定めを廃止し、当該報酬額の定めに基づくストック・オプションとしての新株予約権の割当ては今後新たに行わないものといたします。さらに、対象取締役に当該報酬額の定めに基づき割当てられたストック・オプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本株主総会においてご承認を得られることを条件として、対象取締役はその全部を放棄することといたします。

このため、当社第98期事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日。以下、「本事業年度」という。）に限り、現行のストック・オプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割当てることに係る移行措置として、2017年6月27日開催の当社第94回定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額及び上記の譲渡制限付株式に関する報酬額とは別枠として、対象取締役に対する係る割当てを行うための報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額270百万円以内として設定することといたします。なお、係る報酬額は、過年度において対象取締役に対して割当てられたストック・オプションとしての新株予約権の放棄を伴うものであり、実質的には新たな報酬を付加するものではありません。

これらの報酬について、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬等諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

また、現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決されまると、同じく10名（うち社外取締役2名）となります。

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年10,000株を上限といたします。また、本事業年度に限り、現行のストック・オプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割当てることに係る移行措置として、新株予約権の目的である当社普通株式の数（43,400株）を上限として別途設定いたします。但し、上記株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものいたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」という。）。

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から任期満了等による退任又は退職等する時までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

2. 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

3. 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記2. で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

4. 組織再編等における取扱い

上記1. の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

日時

2020年6月24日（水曜日）午前10時

会場

名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所（3階 第5会議室）
電話（052）223-5620



交通のご案内

地下鉄東山線

地下鉄鶴舞線

伏見駅

5番出口



徒歩約5分

名古屋商工会議所

※駐車場はございませんので公共の交通機関をご利用ください。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。